

入 札 説 明 書

この入札に参加を希望される方は、入札公告、法令、北名古屋市の条例、規則、要綱、要領及びこの入札説明書によるとともに、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知された上で、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 貸付物件

- (1) 貸付物件は、貸付物件一覧表及び物件別仕様書のとおりです。
- (2) 入札は、1 物件ごとに行います。また、複数の物件の入札に参加することもできます。
- (3) 貸付面積には、使用済み容器回収箱の設置スペースを含みます。また、自動販売機の種類によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。
- (4) 現地説明会は行いません。入札に参加を希望される方は、ご自分で現地確認を行ってください。

2 貸付条件

- (1) 用途指定
貸付物件一覧表に記載のある全ての貸付物件の用途を「自動販売機の設置場所」として指定します。
- (2) 設置事業者の施設使用形態
ア 自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、北名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を一時貸付けする方法により行います。
イ 借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）の適用はないものとします。
- (3) 貸付期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間とします。
- (4) 貸付料
入札により決定した金額とします。
- (5) 必要経費
ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
イ 電気料についても、貸付料とは別に設置事業者の負担とします。実費の額として電気代単価29円／kwhに年間消費電力量を掛けた額を12箇月で割ることで算出した額に消費税及び地方消費税額を掛けた額（端数切捨て）を月額とし、年度ごとに一括で北名古屋市が指定する期限までに全額納付していただきます。なお、年間消費電力量の記載のないものについては、3,000円に消費税及び地方消費税額を掛けた額（端数切捨て）を月額とします。

(6) 設置機器の仕様

貸付物件別に定められた仕様書を遵守してください。

(7) 利用上の制限

利用期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、北名古屋市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、物件ごとの仕様書に定めのない限り、缶、瓶、ペットボトル、紙パックいずれかの密閉式容器に入った清涼飲料水、牛乳、乳飲料及び乳酸菌飲料とし、酒・タバコの販売を行わないこと。また、商品の構成については、落札決定後、事前に北名古屋市と協議を行うこと。

オ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

カ 公有財産一時貸付契約書及び仕様書記載の事項を遵守すること。

(8) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器回収箱を必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

エ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は、定期的に安全面に問題がないかを確認すること。

オ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、日曜日、土曜日及び祝休日に開館している（利用可能な）施設においても即時対応できること。

(9) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を北名古屋市の請求することができません。

3 入札参加申込み

入札公告、入札説明書、物件別仕様書、要綱及び要領を十分に理解するとともに、実際に貸付物件を現地にて確認した上で入札の参加申込みをしてください。貸付物件につきましては現場説明会を行いませんので、各自で確認をしてください。

また、複数物件に入札参加を希望する場合は、それぞれに参加申込書の提出をしてください。

(1) 申込期間

令和7年8月4日（月）から令和7年8月19日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝休

日を除く。)

(2) 申込時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 申込場所

北名古屋市役所西庁舎 1階 総務部財政課

(4) 申込方法

持参に限ります。

(5) 申込書類

制限付一般競争入札参加申込書（一時貸付け契約用）（様式第1）

4 質問及び回答

(1) 質問

入札説明書及び仕様書等に関して質問がある場合は、質問書（様式第8）を総務部財政課まで提出してください。

ア 質問期限

令和7年8月21日（木） 午後5時まで

イ 提出場所

北名古屋市役所西庁舎 1階 総務部財政課

ウ 提出方法

質問書（様式第8）に質問事項を記入し持参してください。期間内に受領した質問のみ回答します。

(2) 回答

提出していただいた質問書は、下記により回答します。

ア 回答日

令和7年8月25日（月）

イ 回答時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 回答方法

北名古屋市役所西庁舎1階総務部財政課において回答書（様式第9）を閲覧に供します。

5 入札

(1) 入札日時

令和7年9月2日（火） 入札時間は貸付物件一覧表のとおり

(2) 入札場所

北名古屋市役所西庁舎 3階 302会議室

(3) 入札書作成時の注意事項

ア 入札金額は、2(3)の貸付期間中の貸付料の月額を記入してください。

イ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセン

トに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ただし、貸付物件が屋外（土地）の場合、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、契約希望金額を入札書に記入してください。

ウ 代理人による入札は、委任状（任意の書式でかまいません。）を提出してください。代理人ごとに作成し、委託する貸付物件名、設置場所を必ず記載してください。

エ 同一物件について、一人で二人以上の申込人の代理人となり、又は申込人が他の申込人の代理人となることはできません。

オ 入札は、入札書（一時貸付け契約用）（様式第2）を封筒に入れ封印し、件名、貸付物件名、設置場所、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に標記してください。

〔封筒記入例〕

表	裏																		
<table><tr><td>件名</td><td>自動販売機設置に係る北名古屋 市公有財産の一時貸付け</td></tr><tr><td>貸付物件名</td><td>総合体育館その1</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>1階ロビー西から1番目</td></tr></table>	件名	自動販売機設置に係る北名古屋 市公有財産の一時貸付け	貸付物件名	総合体育館その1	設置場所	1階ロビー西から1番目	<table><tr><td>印</td><td>印</td><td>印</td></tr><tr><td colspan="3">〇〇市〇〇町〇丁目〇番地</td></tr><tr><td colspan="3">株式会社 〇〇〇</td></tr><tr><td colspan="3">代表取締役 〇〇 △△ 印</td></tr></table>	印	印	印	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			株式会社 〇〇〇			代表取締役 〇〇 △△ 印		
件名	自動販売機設置に係る北名古屋 市公有財産の一時貸付け																		
貸付物件名	総合体育館その1																		
設置場所	1階ロビー西から1番目																		
印	印	印																	
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地																			
株式会社 〇〇〇																			
代表取締役 〇〇 △△ 印																			

カ 入札書及び封筒には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆及びシャープペンシルは使用できません。

キ 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。

ク 入札者は、一度投入した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

ケ 上記ア～クに違反する入札及び入札公告中の「8 入札の無効に関する事項」に該当する入札は、無効とします。

6 入札の辞退

制限付一競争入札参加申込書を提出された方で、入札を辞退される場合は、入札辞退届（一時貸付け契約用）（様式第3）を北名古屋市ホームページからダウンロードし必要事項を記載の上、入札日前日までに北名古屋市役所西庁舎1階総務部財政課へ提出してください。

7 入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。この場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、北名古屋市は補償の責を負いません。

8 開札

開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者のうち最低貸付料（月額）以上かつ最高価格（月額）の入札をした方を落札候補者とします。

9 資格確認書類の提出

開札後、落札候補者となった方は、資格確認書類等の提出をしてください。複数の物件で落札候補者となった場合においても、提出は1部でかまいません。

(1) 提出期限

令和7年9月5日（金）まで

(2) 提出時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

北名古屋市役所西庁舎 1階 総務部財政課

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加確認申請書（一時貸付け契約用）（様式第4）

イ 誓約書（様式第5）

ウ 証明書類（発効日から3か月以内のもの）

＜法人の場合＞ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

＜個人の場合＞ 住民票又は営業証明書

エ 自動販売機の設置業務において2年以上の実績を有し、入札公告の日から過去2年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がわかるもの（使用許可書の写し又は契約書の写し等。ただし、北名古屋市発行の行政財産使用許可書がある場合は、そのコピーを提出してください。）

オ 税の未納がないことの証明書

（ア） 税務署長が発行するもの

a 法人・・・「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の3 未納のないことの証明）

b 個人・・・「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書
（その3の2 未納のないことの証明）

（イ） 愛知県県税事務所長が発行するもの

a 法人・・・「法人事業税」、「法人県民税」、「自動車税」の未納の税額がないことの納税証明書（未納の税額がないこと用）

b 個人・・・「個人事業税」、「自動車税」の未納の税額がないことの納税証明書（未納の税額がないこと用）

（ウ） 北名古屋市長が発行するもの（北名古屋市内に本社若しくは事業所がある法人又は北名古屋市民の方のみ）

a 法人・・・「法人市民税」及び「固定資産税」の納税証明書

b 個人・・・「個人市民税・県民税」及び「固定資産税」の納税証明書

10 落札者の決定

落札候補者に提出して頂いた資格確認書類等により審査を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは、速やかに落札者として決定します。決定後、直ちに落札者に連絡します。

11 契約の締結

落札者決定後、直ちに契約を結びます。

(1) 契約締結期限

令和7年9月19日（金）

(2) 契約時の注意事項

ア 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。

イ 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

ウ 貸付契約は申込者名義で行います。

エ 落札者決定後、上記(1)の期限までに契約書を交わさない場合、落札者決定を取り消します。

12 貸付料

貸付料の納付は、年度ごとに納入通知書により一括納付していただきます。

13 その他注意事項

(1) 北名古屋市が公開している情報（文章、写真、図面等）について、北名古屋市に無断で転載・転用することは一切できません。

(2) 特定の物件については、落札者の決定後、入札結果（貸付物件、設置場所、落札金額、落札者名等）を公表します。

(3) 入札参加申込等提出していただいた書類は、お返しできませんのでご了承ください。

14 問合せ先

〒481-8531

北名古屋市西之保清水田15番地

北名古屋市役所西庁舎 1階 総務部財政課

TEL 0568-22-1111 内線2126

貸付物件一覧表

番号	貸付物件名	設置場所	台数 (台)	面積 (㎡)	区分	最低貸付料 月額 (円)	入札時間
1	総合体育館 その 1	1 階ロビー 西から 1 番目	1	1.72	屋内 (課税)	6 9 2	1 3 時 3 0 分
2	総合体育館 その 2	1 階ロビー 西から 2 番目	1	1.72	屋内 (課税)	6 9 2	1 3 時 4 0 分
3	総合体育館 その 3	2 階ホワイエ 西から 1 番目	1	1.72	屋内 (課税)	6 9 2	1 3 時 5 0 分
4	総合体育館 その 4	2 階ホワイエ 西から 2 番目	1	1.72	屋内 (課税)	6 9 2	1 4 時
5	文化勤労会館 その 1	1 階談話コーナー 西 (窓側) から 1 番目	1	1.56	屋内 (課税)	3 6 1	1 4 時 1 0 分
6	文化勤労会館 その 2	1 階談話コーナー 西 (窓側) から 2 番目	1	1.56	屋内 (課税)	3 6 1	1 4 時 2 0 分
7	文化勤労会館 その 3	1 階談話コーナー 西 (窓側) から 3 番目	1	1.56	屋内 (課税)	3 6 1	1 4 時 3 0 分
8	文化勤労会館 その 4	1 階談話コーナー 西 (窓側) から 4 番目	1	1.56	屋内 (課税)	3 6 1	1 4 時 4 0 分
9	総合運動広場 テニスコート	駐車場 (屋外) 西側	1	1.61	屋外 (非課税)	1 0 0	1 4 時 5 0 分

※ 最低貸付料は、消費税及び地方消費税を含まない金額です。

<参考>

既設自動販売機の販売実績

番号	貸付物件名	設置場所	販売実績（数量） （令和6年4月～令和7年3月）
1	総合体育館 その1	1階ロビー 西から1番目	3,130本
2	総合体育館 その2	1階ロビー 西から2番目	3,410本
3	総合体育館 その3	2階ホワイエ 西から1番目	2,551本
4	総合体育館 その4	2階ホワイエ 西から2番目	4,512本
5	文化勤労会館 その1	1階談話コーナー 西（窓側）から1番目	2,488本
6	文化勤労会館 その2	1階談話コーナー 西（窓側）から2番目	1,880本
7	文化勤労会館 その3	1階談話コーナー 西（窓側）から3番目	1,786本
8	文化勤労会館 その4	1階談話コーナー 西（窓側）から4番目	3,750本
9	総合運動広場 テニスコート	駐車場（屋外）西側	1,593本